

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示  
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年 8月17日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局阿賀川河川事務所長 貴家尚哉

1. 業務概要

- (1) 業務名 弱小堤防対策事業（立川～青木地区）外用地調査等業務  
（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、阿賀川河川事務所の弱小堤防対策事業（福島県河沼郡会津坂下町地先外2箇所）に必要な土地等の取得等のための物件調査等業務である。  
主な業務内容は以下のとおりである。
- |              |        |
|--------------|--------|
| 1) 境界測量      | 14.4万㎡ |
| 2) 用地実測図原図作成 | 14.4万㎡ |
| 3) 土地調書作成    | 14.4万㎡ |
| 4) 立竹木調査     | 2.7千㎡  |
- 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。  
・広範囲の用地測量にあたっての留意点と工夫について
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から 141日間
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。  
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (7) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
  - 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - 5) 福島県内及び新潟県下越地区（佐渡含む）・中越地区に本社、支店営業所のいずれかを有していること。  
「支店営業所」とは、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書様式3に記載された支店営業所等とし、下記（3）2）a（ア）に示す資格要件、又は次の資格要件のいずれかを有する者が常駐（常に1名以上駐在）している支店営業所等とする。
    - ・同種又は類似業務（下記（3）1）aによる）において1年以上の実務経験を有する者
    - ・公共用地取得に関する補償業務について3年以上の実務経験を有する者なお、落札者となった場合は、本要件を満たしていることを確認できる書類を提出すること。
  - 6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
    - a 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b 人的関係  
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。  
 (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
 (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 本業務に参加できないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加者を指名するための基準  
 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、技術部門の登録及び同種又は類似業務の実績並びに配置予定の主任担当者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
- (3) 参加表明書に関する要件
- 1) 参加表明書の提出者に対する要件
- a 同種又は類似業務等の実績  
 参加表明書を提出する者は、公共事業を実施する国、都道府県、政令指定都市が発注し、平成12年度～平成21年度に元請けとして完了した業務（再委託による業務は含まない）において、下記[1]又は[2]の実績を有すること。  
 なお、政令指定都市になる前に発注した業務は、政令指定都市発注業務としての取り扱いはしない。
- [1] 同種業務：  
 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）の別表に掲げる土地調査部門、物件部門の2部門全てを含む業務
- [2] 類似業務：  
 登録規程の別表に掲げる登録部門の業務（同種業務を除く。以下同じ。）
- b 実績としてあげた個々の業務成績が60点以上であること。  
 c 平成20年度～平成21年度に完了した北陸地方整備局発注（港湾空港関係を除く。）の補償関係コンサルタント業務の平均業務成績が60点以上であること。なお、当該期間内の北陸地方整備局発注（港湾空港関係を除く）業務の業務成績を評価できない場合はこの限りでない。
- 2) 配置予定技術者に対する要件
- a 配置予定技術者の資格等  
 (ア) 主任担当者： 登録規程の別表に掲げる土地調査部門、物件部門の2部門全てにおいて、次のいずれかの資格等を有する者（恒常的な雇用関係とする）。
- ・補償業務管理者
  - ・補償業務管理士
  - ・7年以上実務の経験を有する者
- (イ) 照査技術者： 主任担当者と同じ。
- b 同種又は類似業務等の実績  
 主任担当者： 上記1) a に示される実績を有すること（主任担当者又は担当技術者として担当した業務の実績とし、再委託による業務の実績は含まない）。
- c 手持ち業務量（平成22年8月17日現在（特定後未契約のものを含む））  
 主任担当者： 手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ件数が10件未満である者（手持ち業務とは、主任担当者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の全ての業務（全ての発注機関の全ての業種）。ただし、照査技術者として担当している業務を除く。以下同じ。）。  
 なお、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合で、平成22年8月17日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合は、手持ち業務の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。  
 その上で、予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合は、別冊北陸地方整備局競争契約入札心得第7条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

平成22年 8月17日から入札日までの間に、予定主任担当者が上記の手持ち業務量の制限を超えた場合は、遅滞なくその旨を書面（様式は自由）で報告するとともに、直ちに当該申請書の取り下げ又は指名の辞退を行うものとし、入札してはならないものとする。

手持ち業務量の制限を超えたにもかかわらず入札した場合においては、上記同様、その入札を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札日から落札決定日までの間に、予定主任担当者が上記の手持ち業務量の制限を超えた場合は、遅滞なくその旨を書面（様式は自由）で報告するものとし、その入札を無効とする。無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

本報告をせずに契約締結を行った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。なお、くじの日時及び場所については、メール、電話等により指示する。

#### (2) 総合評価の方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

##### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

##### 3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記、、、 の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

予定主任担当者の経験及び能力

実施方針等

評価テーマに対する技術提案

技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{に係る評価点}) + (\text{に係る評価点})$$

### 4. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70

北陸地方整備局阿賀川河川事務所総務課

電話 0242-26-6441(代表)

FAX 0242-29-2776

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

平成22年 8月17日（火）から平成22年 9月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

入札説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、4.(1)に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

交付方法： 交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、4.(1)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲  
参加表明書を提出する時において、2.(1)に掲げる者とする。
- (4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法  
平成22年 8月24日（火）17時00分 4.(1)に同じ。  
電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、平成22年 8月24日（火）16時00分までに必着で4.(1)に1部を郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - 1) 提出期限 平成22年 9月13日（月）17時00分
  - 2) 提出場所 4.(1)に同じ。  
電子メール uchikawa-t84k3@hrr.mlit.go.jp
  - 3) 提出方法 郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信を確認すること）で提出すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により4.(1)まで持参すること。
  - 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年 9月24日（金）15時00分
  - 2) 紙により持参の場合の入札の締め切りは、平成22年 9月24日（金）15時00分開札は、平成22年 9月27日（月）10時15分、北陸地方整備局阿賀川河川事務所総務課にて行う。

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除
  - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効  
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 技術提案書（履行現実性の審査に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (9) 詳細は入札説明書による。